

千代田区物価高騰対策区民の暮らし支援事業実施要領

令和7年4月1日7千地コ総発第38号

(趣旨)

第1条 この要領は、千代田区特別物価高騰対策区民の暮らし支援事業実施要綱（令和7年4月1日7千地コ総発第 号。以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 要綱第4条第1号に掲げる交付対象者は、令和7年3月17日（次条において「基準日」という。）をもって確定する。ただし、次に掲げる者は交付対象としないものとする。

- (1) 基準日以前の転出、死亡等により、令和7年3月18日以降に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除された者
- (2) 転入又は出生が基準日以前であるが、届出日が令和7年4月1日以降である者
- (3) 第1号に該当しない者のうち、要綱第5条の規定によるカードの郵送時又は要綱第9条第1項の規定によるカードの再発送時において、住民基本台帳法第8条の規定により職権で住民票が消除されている者
- (4) 要綱第5条の規定による郵送の結果、所在不明、転居先不明等の理由により、再発送が適当でないと千代田区長（以下「区長」という。）が認める者
(要綱第4条第2号の区長が特に必要と認める者)

第3条 要綱第4条第2号に規定するその他区長が特に必要と認める者とは、基準日において千代田区に生活の拠点がある者で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者で、入所の理由が当該入所者の属する世帯の者からの暴力によるものであるものを含む。）で、次のアからウまでに掲げる要件のいずれかを満たすもの
 - ア 当該配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による保護命令（同条第1項第1号の規定による接近禁止命令又は同項第2号の規定による退去命令をいう。）が出されていること。
 - イ 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書及び婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関が発行した確認書を含む。）が発行されていること。

ウ 住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年自治振第 150 号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

（２） 児童等（児童（基準日時点で満 18 歳に満たない者（平成 14 年 4 月 28 日以降に生まれた者）をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（令和 7 年度末（令和 8 年 3 月 31 日）時点で満 22 歳以下の者であって、児童以外のものをいう。以下同じ。）であって、次のアからカまでに掲げる要件のいずれかを満たすもの

ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童等（児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について（平成 29 年 3 月 31 日付雇児発 0331 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」により、委託されているものに限る。）

イ 児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により入所措置が採られて同法第 42 条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第 27 条第 2 項の規定により同法第 7 条第 2 項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 27 条の 2 第 1 項の規定により入所措置が採られて同法第 37 条に規定する乳児院、同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設若しくは同法第 44 条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入所又は入院している者に限る。）

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 19 条第 1 項の規定により障害者総合支援法に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 3 項若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 16 条第 1 項第 2 号の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法第 5 条第 11 号に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）

エ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 2 項に規定する救護施設、同条第 3 項に規定する更生施設若しくは第 30 条第 1 項ただし書に規定する日常生

活支援住居施設に入所し、又は女性相談支援センターに入所している児童等（児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

オ 児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（児童以外の者にあっては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）

カ 児童福祉法第 23 条第 1 項の規定により同法第 38 条に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(3) 障害者（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第 9 条第 2 項の規定により入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られているもの

(4) 高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）第 2 条第 1 項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第 2 項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第 9 条第 2 項の規定により入所等の措置が採られているもの

(5) 前各号の者に類する者で、官公署等の支援又は相談を受けているもの（当該支援等を受けていることについて、官公署等が発行する証明書、確認書等により確認できる者に限る。）

(6) 前各号に掲げる者の同伴者
（代理による受領が認められる者）

第 4 条 要綱第 6 条第 1 項第 2 号の区長が特に認める者とは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。

(1) 交付対象者が寝たきりの者や認知症の者等の場合 親類の者、民生委員その他平素から交付対象者本人の身の周りの世話をしている者

(2) 交付対象者が老人福祉施設、児童福祉施設及び身体・知的・精神障害者施設に入所している者の場合 当該施設の職員。この場合において、当該職員に口頭で質問し、又は個別に委嘱状を交付する等により、当該代理が当該施設に入所している者の意思に基づくものであることを確認するものとする。ただし、区長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

(3) 交付対象者が里親制度を利用している里子の場合 里親。この場合において、里親であることを証する書類として措置決定通知書の提示等を求める等により、当該代理が当該里子の意思に基づくものであることを確認するものとする。ただし、区長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

2 要綱第 6 条第 1 項第 3 号の別に定める基準に該当するものとは、次の各号に掲げる

区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

(1) 留置施設又は刑事施設に留置され、又は収容されている未決拘禁者の場合 弁護士。この場合において、本人と代理人との関係を証する書類の提示を求める等により、当該代理が、未決拘禁者の意思に基づくものであることを確認するものとする。

(2) その他前号に類する者 地域振興部長が認めた者
(申出期間)

第5条 要綱第7条に規定する申出期間は、令和7年6月20日から同年7月18日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和8年3月31日限りその効力を失う。

附 則 (令和7年5月1日7千地コ総発第●号)

この要領は、令和7年5月1日から施行する。